



光多 長温

都市化研究公室理事長

今年は、明治維新150年に当たる。NHK大河ドラマ「西郷どん」で西郷隆盛の新しい姿が描かれ、京都をはじめとして各地で記念事業が実施されている。

日のわが国を形づくる壯大な作業が深く静かに行われた。

明治10年時点のわが国町村制の制定、明治23年の府県制・郡制等による中央と地方制度の創設、

スとして、これにフラン

価格制度設定の遠因の一

度があつたことに加え、

では全く未踏の分野といつても過言ではなかつた。江戸時代までの普請の大半は將軍家・各藩をはじめとする大名の工事であり、いわば個人事業であつた。

にあつたものと考えられる。官営工場・鉱山の不運が充実しており、工事費用の積算能力を十分持つてゐたことがその背景である。

が國を取り巻いていた条約改正や対外問題等の時代環境は大きく変化してゐる。その中で、道州制や府県合併等の議論はなされるものの中と地方の関係は依然中央集権的な制度が続いている。また、公共調達制度においても、民間の経営力・技術力の導入を通じて効率化が推進されているが

# 明治維新150年と「国の形」

明治維新の歴史は、明治21年の大日本帝国憲法制定、23年の帝国議会の開設を一つの節目とするが、それまでの20年間は前半と後半とではかなり趣が異なる。前半の10年間は、戊辰戦争、版籍奉還、廢藩置県、岩倉具視使節団、地租改正、西南戦争、紀尾井坂の変と目まぐるしい。

これらに比べると、その後の10年間は表面上はこの10年間ににおいて、今

改正交渉、韓国・清国・ロシア等諸外国との緊張関係等、厳しいものであるが、その制度を参考として成立したのである。これら（指名競争入札制の導入）が國の法制度は順次整備された。先進国の仲間入りされていく。「この国」の各国の制度に倣つて、法等）、戦後の連合国軍総司令部（GHQ）による

斯く、ベルギー、イタリア何はどうあれ憲法を持つてない国は先進国の中間入りできないとして、この中で明治22年に制定されたのが会計法である。地租改正をはじめとする地租改正をはじめて定めた場合の外政府の工事又は物件の売買骨格は明治時代のままである。第24条に「法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又は物件の売買骨格は明治時代のままである。地租改正をはじめとして税制が形づくられる」として税制が形づくられる

中、政府内部での予算、決算の仕組みを定めたものであるが、この中に公達の場合は上限拘束性）治時代のままである。

として法律体系の整備に借は公告して競争に付す。ある。第2次大戦後、憲法、民法等は大きく修正されるが、国と地方関係、なども例外ではないのでは

ないだろうか。